## 資料1-2

厚生労働省発生食0119第2号令和4年1月19日

食品安全委員会 委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之 ( 公 印 省 略 )

## 食品健康影響評価について

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、 貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 13 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

アシノナピル

